

(36) オリンピック・世界・アジア メダル獲得者報奨金規程

(目的)

第1条 本規程は、オリンピック、世界選手権、アジア競技大会でメダルを獲得した個人および監督に敬意を表し、その努力およびメダル獲得によって日本卓球界の活性化に寄与したことに対し、報奨金を授与することを目的とする。

(対象大会)

第2条 報奨金授与の対象大会は以下のとおりとする。

- 1) オリンピック
- 2) 世界選手権大会
- 3) アジア競技大会

(報奨金額)

第3条 選手への報奨金額は、大会、出場種目別に以下のとおり定める。

- 1) オリンピック、世界選手権大会
 - a. シングルス
 - 優勝 : 1,000万円
 - 2位 : 500万円
 - 3位 : 300万円
 - b. ダブルス
 - 優勝 : 各 500万円
 - 2位 : 各 250万円
 - 3位 : 各 150万円
 - c. 団体戦
 - 優勝 : 各 400万円
 - 2位 : 各 200万円
 - 3位 : 各 100万円 (オリンピック)
 - 3位 : 各 80万円 (世界)
- 2) アジア競技大会
 - a. シングルス
 - 優勝 : 500万円
 - b. ダブルス
 - 優勝 : 各 150万円
 - c. 団体戦
 - 優勝 : 各 100万円

第4条 監督への報奨金は団体戦の成績をもとに、以下の基準で授与する。

- 1) オリンピック、世界選手権大会
 - 優勝 : 200万円
 - 2位 : 100万円
 - 3位 : 50万円 (オリンピック)
 - 3位 : 40万円 (世界選手権大会)

- 2) アジア競技大会
優勝：50万円

(支払方法)

第5条 報奨金は一括で支払う。

(躍進賞)

第6条 対象大会において、報奨金対象外選手で大きな躍進を遂げた選手を表彰し、100万円を上限とした報奨金を授与することができる。なお、この表彰については強化本部と専務理事で協議、決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。
2 この規程は平成28年12月10日一部改訂、平成29年4月1日より施行する。